

第 7 章

第 5 章及び第 6 章の意見についての 事業者の見解

第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解

7-1 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

第5章で示した“環境の保全の見地からの意見”に対する事業者の見解は、表 7-1-1 に示すとおりである。

表 7-1-1 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

項目	項	意見の概要	事業者の見解
事業計画全般	—	廃棄物の適正処理及び減量化に寄与する設備であると共にサーマルリサイクルを考慮した計画となっており、施設が早期に有効使用されるように希望します。	早期の施設整備、稼働を目指し、関連する手続きを進めていきます。
対象事業の概要	2-2	施設の供用開始前には、受入物の事前の分別基準を設け、受入対象物の明確化を願います。	排出事業者に、本施設で受け入れ可能な廃棄物を周知し、受入れ時に混在がないようお願いをします。受け入れ時には、必要に応じて搬入物の確認を行います。
調査項目	4-2	施設の計画地は既存の工業団地内にあり、新たに森林や緑地を開発する行為を伴わないため、動植物、生態系、史跡文化財等に関しての必要以上の調査は再検討しても良いのではないかと。但し、調査対象から除外する場合は、除外理由を明確にしてください。	計画地は既存の工業団地内にあり森林や緑地の開発はありませんが、計画地周辺の動植物や生態系に関する文献資料がないことから、調査を実施します。
調査計画書全般	—	計画書に誤記等があるので訂正をお願いします。	誤記等は訂正します。今後資料作成時には誤記等がないよう注意します。

7-2 知事意見に対する事業者の見解

第6章で示した“知事意見”に対する事業者の見解は、表 7-2-1 (1)～表 7-2-1 (3) に示すとおりである。

表 7-2-1 (1) 知事意見に対する事業者の見解

番号	知事意見	事業者の見解
1 事業計画について		
ア	国の 2050 年の温室効果ガス排出実質ゼロの方針を踏まえ、二酸化炭素を回収して利用する CCU 等、様々な先進事例や今後の革新的な技術開発状況を参考にし、本事業に伴い環境中に排出される二酸化炭素の削減に最大限考慮した事業計画となるよう検討すること。	今回の施設は、廃棄物を可能な限り再生利用したあとに発生する最終処分量を減らすための焼却施設を計画しています。焼却処理により排出される温室効果ガスは増加しますが、焼却に伴い発生した熱を活用し発電することにより、温室効果ガス排出量を低減する施設となっています。施設は確立した技術の中でより効率的な発電を行う施設を選定し、焼却による温室効果ガスの排出と発電による温室効果ガスの削減の両方を進めていきたいと考えています。現在、焼却施設からの温室効果ガス排出削減に向けた技術や二酸化炭素の回収技術など様々な技術開発が行われ、試験的な導入が進められていますが、まだ安全で効率的な技術が実用段階に入っていない現状で、施設稼働時の周辺への影響等を含め検討した結果、今回の焼却施設では、廃棄物の最終処分の減量と焼却で得られるエネルギーで発電を行うものとししました。しかし、今後も新たな技術に注視し、二酸化炭素回収等の技術が確立した際に、焼却施設の改修等による周囲への影響と事業性を含め検討したいと考えています。

表 7-2-1 (2) 知事意見に対する事業者の見解

番号	知事意見	事業者の見解
イ	導入施設、設備について、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。	本計画の施設は、排ガス中の大気汚染物質の低減を図るために、バグフィルターや触媒反応塔の設置、消石灰の吹込、尿素水噴霧を行います。 汚濁物質を含む可能性がある施設稼働に伴う排水及び初期雨水、施設整備等に伴う排水は、集水し焼却炉内に噴霧し、初期雨水以外の雨水は、油水分離後に雨水浸透槽で処理します。大量の雨水が発生した場合には、既存の工業団地内の雨水排水管に排水し、敷地内で雨水があふれないようにします。 騒音発生施設は、騒音の発生を防止するため、低騒音型機器を選択し、可能な限り屋内に設置します。屋外設置の場合には、発生源での騒音対策及び遮音壁の設置を行います。 振動発生施設は、振動の発生を防止するため、低振動型機器を選択し、独立基礎や防振装置等を設置します。 悪臭を発生するごみピット等は、空気を吸引し室内を負圧とし悪臭の漏洩を防止する構造とします。吸引した空気は燃焼用空気とします。焼却施設停止時の悪臭の漏洩を防止するため、脱臭装置を設置します。 以上のような環境保全対策を行い、周辺への環境負荷を低減できる施設を導入する計画としました。
ウ	バグフィルター及び触媒反応塔等設備の選定においては、微小粒子状物質を除去できる設備の導入を検討すること。また、冷却等により再発生する微小粒子状物質の低減に努めること。	現在は、微小粒子状物質を100%捕集できる設備は、実用化されていません。バグフィルターが最も捕集効率がよいといわれています。そのため、既存の類似焼却施設で実績のあるバグフィルターを使用することとしました。
エ	汚泥などの廃棄物により発生する臭気について、対策に努めること。また、休炉時においては、必要十分な脱臭対策を検討し、周辺に影響を与えないよう努めること。	受入ごみピット及び汚泥ホッパ室内は密閉構造とし、燃焼用空気として吸引し、内部の圧力を周囲より下げ、臭気の漏洩を防止する構造とします。休炉時には、活性炭の脱臭装置を稼働させる計画としました。
オ	解体等の工事において、濁水の流出や、有害物質の飛散流出がないように留意すること。	解体時には有害物質の飛散防止のため、散水等の処置を行い、雨天時に濁水の流出をしないように留意します。建築工事時には敷地境界線へ仮囲いを行い、粉じんの飛散を防止する計画とします。また、雨水浸透枡を適宜設置し、濁水の流出防止に努めます。
カ	工事車両及び施設稼働後の廃棄物運搬車両の増加量を把握し、住民や周辺施設の利用者に影響を与えないよう努めること。	工事計画及び施設稼働後の計画をもとに増加車両を把握し、住民や周辺施設の利用者への影響を考慮したルート選定及び車両走行時間の計画としました。
キ	高効率ごみ発電設備（蓄電設備等含む）の導入や廃熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討し、分散型エネルギー施設として地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するような事業計画を検討すること。	今回の施設は、廃棄物を可能な限り再生利用したあとに発生する最終処分量を減らすための焼却施設を計画しています。焼却処理で発生した熱を利用し発電を行います。発電した電力は、地域の電力会社への送電を予定しており、地域に貢献したいと考えています。 また、災害時等には、災害廃棄物の受け入れができるよう市と協議しています。
ク	近年の気象災害事例を踏まえ、浸水被害による廃棄物の流出対策など、供用後の持続可能性を十分考慮した事業計画を検討すること。	計画地は 50 年に一度の降雨を想定した深谷市洪水・内水ハザードマップでは、浸水被害は想定されていません。浸水被害の可能性は低いと考えられますが、廃棄物は建屋内に保管し流出を防止します。敷地境界付近に雨水用の側溝及び溜枡を設置し内部からの流出及び外部からの流入を防止する計画としています。

表 7-2-1 (3) 知事意見に対する事業者の見解

番号	知事意見	事業者の見解
ケ	解体工事を含め、事業の着手は環境影響評価書の縦覧手続き終了後に行うこと。	解体工事を含めた事業の着手は環境影響評価書の縦覧手続き終了後に行います。
2 調査、予測及び評価について		
騒音 ア	計画地周辺は工業地帯のため、周辺工場から発生する騒音の影響及びその性状に注意して調査して調査すること。また、工場の 24 時間稼働に伴い、調査時期及び調査時間について検討すること。	騒音の調査は、周辺の工場が定常的に稼働している平日及び休日に 24 時間連続の調査を行います。交通騒音や非定常騒音は可能な限り除去します。
騒音 イ	建物内に設置する破碎機等の稼働に伴う影響については、建屋扉の開閉を考慮した予測・評価となるよう留意すること。	破碎機等の施設は建屋内に設置しますが、設置場所及び稼働状況を考慮し、必要に応じて建屋扉の開閉を考慮し予測・評価を行いました。
水質	周辺に農地及び河川がある地域であり、合併処理浄化槽からの排水や雨水浸透枳の設置を計画しているため、調査・予測・評価の項目への追加を検討し、水質管理を行うこと。	合併処理浄化槽からの排水は、法令に定められた維持管理、水質調査を行い、周辺の工場と同様に工業団地の既存の排水管に排水するため、その影響は小さいと考えられ、調査・予測・評価の項目としていません。 雨水は、廃棄物が建屋内保管であり、降雨の影響を直接受けず、建屋外のプラントエリアの雨水は、初期雨水 (3mm: 3m ³ /分) は集水し炉内噴霧水として使用し、3mm を超える降雨は、集水し油水分離後に雨水浸透枳で地下浸透させます。そのため、廃棄物の混入はなく、雨水のみであり、その影響は小さいと考えられ、調査・予測・評価の項目としていません。
動物、植物、生態系	地域の特色を踏まえて、動植物の調査地点及び調査範囲について見直しを行うこと。	本事業によって影響を受けると考えられる工業団地内の計画地、公園及び調整池と計画地周辺の環境を代表する地点の保全対象種だけでなく、普通種を含め把握するため、調査地点及び調査範囲を選定しました。
動物、植物、生態系	植物相を的確に把握できる文献を用いた上で、調査を実施すること。	深谷市、熊谷市の文献調査では計画地周辺の状況を適切に把握できるものがなかったため、計画地及びその周辺の環境を代表する地点で調査を行いました。
廃棄物	処理に伴い発生する副生成物については、できる限り最終処分量を減らし、再資源化に努めること	最終処分量を低減するため、再生利用が可能なものは、再生利用を行う事業者へ排出するように調整を進め、資源化に努めます。
景観	住宅街など住民が多く存在する場所からの影響を把握するため、遠景の調査地点の追加について検討すること。	住宅街などからの景観を把握するため、調査地点を当初の 4 地点に 9 地点を加え、調査・予測・評価を行いました。